

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	日高市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	29,738
交通不便地域等	15,834

## 交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,267	大字原宿	局長指定
1,396	大字鹿山	局長指定
872	大字上鹿山	局長指定
726	大字中鹿山	局長指定
3,707	大字下鹿山	局長指定
186	大字新堀新田	局長指定
2,118	大字旭ヶ丘	局長指定
2,710	大字高萩	局長指定
565	大字中沢	局長指定
1,264	大字女影	局長指定
23	大字女影新田	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
日高市地域公共交通計画	令和7年3月25日	

## (1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区的人口を記載すること。

3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②)(2)(実施要領の2. (1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。  
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)